

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="501 347 703 443" style="text-align: center;">附属書D (規定) 格付の表示の様式D</p> <p data-bbox="118 480 544 507">格付の表示の様式については図D.1とする。</p> <p data-bbox="129 547 219 571">(図 略)</p> <p data-bbox="96 612 232 636">a)～d) (略)</p> <p data-bbox="96 646 1097 770">e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装，<u>容器又は送り状</u>に表示される事項により，有機農産物，<u>有機加工食品</u>又は有機畜産物の生産行程管理者，小分け業者，外国生産行程管理者，<u>外国小分け業者</u>又は輸入業者を特定することができる場合には，記載しないことができる。</p>	<p data-bbox="1532 347 1733 443" style="text-align: center;">附属書D (規定) 格付の表示の様式D</p> <p data-bbox="1149 480 1574 507">格付の表示の様式については図D.1とする。</p> <p data-bbox="1160 547 1249 571">(図 略)</p> <p data-bbox="1128 612 1265 636">a)～d) (略)</p> <p data-bbox="1128 646 2130 770">e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装，<u>容器若しくは送り状</u>に表示される事項により，有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者，小分け業者，外国生産行程管理者若しくは<u>外国小分け業者</u>又は輸入業者を特定することができる場合には，記載しないことができる。</p>

